

住宅に住宅用防災警報器等が必要となります。

平成16年6月の消防法改正により、一般住宅（一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分）に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられました。（消防法第9条の2）設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。

義務化の背景

- 住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- 住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- 住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

設置しなければならない期日

- 新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存の住宅 平成23年5月31日までに設置が必要

住宅用防災警報器とは？

- 煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。

設置しなければならない箇所

- 寝室（就寝の用途に供する居室）
- 寝室へ向かう階段の上端

悪質な訪問販売等に十分注意してください

消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分注意してください。

消防署では、住宅用防災機器等について訪問販売は一切いたしません。

- 電池式の場合は、比較的安価で購入でき、自分で設置することができます。
- A C電源式は、お近くの電気工事店及び消防用設備工事店にご相談ください。

【ご相談は】 海部消防組合 総務課 予防係 ☎0884-72-0600
日和佐出張所 予防係 ☎0884-77-0999

教育委員会からのお知らせ

2月定例教育委員会開催の日程について

- 日時 平成23年2月28日(月)
午前9時00分～
- 場所 美波町役場本庁
教育委員会横会議室

美波町由岐B & G海洋センター

プールならびにアリーナ 開館のお知らせ

海洋センターの改修工事を終了し、プールならびにアリーナ施設は開館いたしました。

長期に渡り、利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

プール開館時間につきましては、平日土曜が午後1時～午後8時、また、3月2日からは午後1～4時、午後5～9時に変更となります。

なお、日曜祝日は変更なく午前10時～午後12時、午後1～5時です。アリーナ開館時間につきましては、午前9時～午後10時となります。

スポーツ安全保険

対象となる事故……★団体活動中の事故 ★往復中の事故

保 険 期 間……平成23年4月1日午前0時より翌年3月31日午後12時まで（申込受付は平成23年3月から）

5名以上の団体で
ご加入ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	スポーツ・文化・ボランティア・ 地域活動	A1	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算 1事故 5億円 ただし、身体賠償は 1人 1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など)
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中及びその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,150円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算 1事故 5億500万円 ただし、身体賠償は 1人 1億500万円	葬祭費用 180万円
				100万円	150万円	1,000円	500円		
大人	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け	A2	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円	
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導	C	1,600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導 ※C区分でも加入可	AC	1,100円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない方はA2区分	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※同一団体で1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。

※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

加入用紙・資料請求・お問い合わせは

財団法人 スポーツ安全協会 徳島県支部 (☎088-655-3660)

日和佐公民館 (☎77-0028) 由岐公民館 (☎78-0007)